

渋谷間税会

消費税正しく育てる間税会

www.kanzeikai.jp/tokyo/shibuya/

渋谷間税会 消費税の使い道と一緒に考えよう。 検索

HOME ■ 行事予定 ■ 活動内容 ■ 東間連TOPへ 全間連TOPへ お問い合わせ

間税会の使命と目的

消費税法改正のお知らせ
(社会保障と税の一体改革関係) 国税庁

入会のお勧め
税情報

税に関するご意見

■ 月間行事予定 ■
行事予定
会からのご案内
★ニュース★
会員公開リスト
広報誌「飛翔」
社会貢献活動



◇お知らせ
▶ 2018/01/30 イベント「新春賀詞交歓会」が登録されました。 (2017/05/18)



2020年 秋号

間税会に入会しましょう

引き続き会員メールアドレス登録にご協力ください。

自宅等で
請求データを作成

自宅等のパソコンや
スマートフォン、
タブレット端末で納税証明書
請求データを作成します。



使って快適!
e-Tax
イータックス

税務署窓口で
本人確認後に受取

窓口で書面により請求する場合と比べ
短い時間で受け取れます。
(請求日当日の受取を指定された場合には、
多少お時間をいただくことがあります。)

オンライン請求

※電子署名及び電子証明書の送信が不要です!!



税
務
署

納税証明書の請求は 便利なオンライン請求を ご利用ください!

メリット

1

手数料が安価です。

1 税目 1年度
1枚 370円 (通常400円)

メリット

2

窓口での待ち時間が
短縮できます。

e-Taxの
利用可能時間

- 月曜日～金曜日 (休祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。) 24時間
(注) 休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始します。
- 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Tax ホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp

詳しい手続きは本誌 P13 を参照下さい





ジンホア
京華小吃

シンガポール発 小籠包と餃子専門店

<http://www.jinghua.sg/>

■ 恵比寿店 | 03-5422-7126

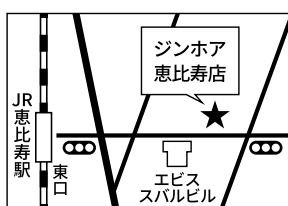
〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿
1-18-15

月～金 07:30-10:00 / 11:00-23:00

土 11:00-16:00 / 17:00-22:00

日・祝 11:00-16:00 / 17:00-21:00

年末年始休業



■ 銀座店 ■ 八王子店

ジンホアの
小籠包が
おいしい理由は
一つひとつの包みに
ハンさんの
想いが
詰まっているから



■ 目次

会長ごあいさつ	4
渋谷税務署 署長着任のごあいさつ	5
通常総会報告・名刺交換会・クリアファイルの贈呈式及び申込状況一覧	6
渋谷税務署 異動情報・統括官あいさつ・税務署からのお知らせ	7
税務署からのお知らせ	8
税務署からのお知らせ	9
税務署からのお知らせ	10
税務署からのお知らせ	11
税務署からのお知らせ	12
税務署からのお知らせ	13
渋谷間税会女性部会活動報告・渋谷間税会青年部会事業報告	14
会員協賛広告	15

■ 広告掲載 (五十音順)

ジンホア 西武信用金庫

協賛名刺広告

有限会社アローズ、山王山田法律事務所、株式会社篠崎総合店舗センター、渋谷地下商店街振興組合、株式会社スキルホームズ、有限会社東京第一地所、ハクエー産業株式会社、有限会社パール、長谷川印刷株式会社、プレスパフォーミングアーツ株式会社、株式会社芳徳、株式会社本国、松嶋一海税理士事務所、三船総業株式会社、安田商事株式会社



ごあいさつ

会長 千脇 広久

新秋の候、会員の皆様方におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平日頃より会務運営に深いご理解と多大なるご協力・ご支援を賜り、役員を代表して衷心より御礼を申し上げます。

まず始めにこの度、渋谷税務署定期人事異動にて、新署長として會田耕児様がお着任をされましたことをご報告させていただきます。會田署長におかれましては、今まで通りのご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。そして、本会の発展を支えていただきました松本真也署長には多大なるご協力とご指導を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本年6月19日（金曜日）に開催を予定しておりました第31回定期通常総会は、100年に一度の公衆衛生危機の影響により開催を断念し「書面審査・表決」とさせていただきます。

幸いにも、会員の皆様のご協力のお陰で全ての議案について過半数以上のご賛同を得て、可決・決定とさせていただきます。心より御礼申し上げます。

前期につきましては、会員増強と改正消費税のPR活動として、青年部会（篠崎部会長）・女性部会（高橋部会長）を中心に渋谷税務署のご支援を頂いて、イベントを6回行ない一定の成果を得る事が出来ました。

また、“世界の消費税クリアファイル”につきましても多くの方々のご賛同を得て、着実に枚数を増やし令和2年度はすでに30,000枚を超える申し込みを頂く事が出来ました。誠に有難うございました。クリアファイルは、例年通り渋谷税務署を始め区内全ての小学校並びに出張所や図書館へ寄贈して有効に活用させていただきます。

一方、租税教育推進の一環として行っております“税の標語”につきましても、例年以上の応募を頂きました。生徒の方々や先生方には感謝申し上げます。

今年度の活動におきましては新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、税の標語の募集を中止して、区内の小学校にアルコール消毒液を寄贈させていただきました。本年も例年以上の活動を予定しておりましたがその他の活動は自粛させていただいており、その影響で退会者が増加しております。

会員の皆様方におかれましては、目まぐるしく変化していく生活様式の中で困惑されていることと存じますが、役員一同“この現状を見つめつつ、現実に屈しない。”百折不撓の精神で精進してまいりますので、今迄以上のご協力・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、皆様方のご健勝とご多幸を祈念して私からの挨拶とさせていただきます。



署長着任のごあいさつ

渋谷税務署長 會田 耕児

初秋の候、渋谷間税会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、渋谷税務署長を拝命いたしました會田でございます。前任の松本同様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

千協会長をはじめ、役員の皆様、会員の皆様には、税務行政の円滑な運営に日頃から深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

渋谷間税会におかれましては、日頃から、「世界の消費税クリアファイル」を効果的に活用した広報活動や、「税の標語」の募集を通じた租税教育活動の推進など様々な活動を通じて消費税をはじめとする間接税の浸透や納税意識の向上に多大な貢献をいただいております。

このような貴会の活動に心より敬意を表しますとともに、本年度も活発な事業活動を通じまして、企業経営と地域社会の健全な発展に貢献されますことをご期待申し上げます。

昨年10月の消費税率の引き上げ及び軽減税率制度の導入に際し、多くの事業者の方々に商品管理や区分経理の準備をしていただく必要がありましたが、大きな混乱がなく無事に導入できましたのも、貴会のご協力を賜ったものと感謝申し上げます。今後も消費税につきましては、本年4月からは輸出物品販売場の免税販売手続きの電子化、令和5年10月から適格請求書保存方式の導入を予定しております。この新しい制度を円滑に導入し実施していくことは、私ども税務当局に課せられた重要な役割であると考えており、今後も改正消費税に関する情報を積極的に発信してまいりたいと考えております。

また、「新しい生活様式」を踏まえ、自宅や事務所から申告・納税等の手続きが可能なe-Taxがより多くの皆様にご利用いただけますよう取り組んでまいります。特に、スマートフォンでの所得税の確定申告や納税証明書のオンラインでの交付請求などは、手軽で利便性の高い手続ですので、ご利用いただけると幸いです。

今は、新型コロナウイルスへの対応で様々な制約があり、間税会の会員の皆様の活動においても、様々な場面でご苦勞なされていることと思います。私共といたしましては、このような状況においても、皆様と変わらぬ協力関係を維持し、できることをしっかり行うよう工夫に努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

結びに当たりまして、渋谷間税会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

第31回 通常総会報告

本年6月19日(金曜日)に開催される予定の第31回定期通常総会は、新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、“書面審査・表決”となりました。会員の53%のご賛同を得て、全ての議案は“可決・決定”されました。

名刺交換会・クリアファイルの贈呈式及び申込状況一覧



世界の消費税令和2年度クリアファイル協賛者

申込み事業者名	代表者名	寄贈申込み枚数	自己使用	合計
三船総業(株)	干脇 広久	12,000		12,000
有限会社マリモ企画	干脇 広久	1,000		1,000
有限会社パープル	加藤 則幸	1,500		1,500
有限会社パープル	加藤 則幸		4,500	4,500
安田商事(株)	安田 豊穂	2,000		2,000
西武信用金庫渋谷営業部	牛島 勝二		1,000	1,000
(有)アローズ	溝添 慶次郎	800	200	1,000
(株)永生	白子 英男	500		500
ハクエー産業(株)	白子 英城	500		500
(有)共栄商事	鈴木 富士子	300		300
新東産業(株)	小出 修一	250		250
新東産業(株)	小出 修一		250	250
株式会社本国	北島 義久	1,000		1,000
(有)東京第一地所	土屋 正	1,000		1,000
佐藤和助税理士事務所	佐藤 和助	400		400
(株)スキルホーム	飯倉 二郎	1,000		1,000
(株)篠崎総合店舗センター	篠崎 隆利	700		700
(株)篠崎総合店舗センター	篠崎 隆利		300	300
千代田不動産株式会社	大谷 進		200	200
税理士事務所	松嶋 一海	500		500
渋谷地下商店街振興組合	濤川 由雄	1,000		1,000
	合計	24,450	6,450	30,900

渋谷税務署 異動情報

(令和2年7月10日現在)

官 職	新		旧	
	氏 名	前 任	氏 名	異 動 先
署 長	會 田 耕 児	税大和光 総合教育部 部長	松 本 真 也	退職
副 署 長 (個人課税・資産課税担当)	井 上 俊 生		留任	
副 署 長 (管理運営業務担当)	山 下 昌 利	熊本局 徴収部 課長補佐	太 田 あ や	新宿署 開発 特別調査官
副 署 長 (法人課税(統括)担当)	北 野 彰 三	留任	熊 倉 登 志 夫	関東信越局 調査査察部 統括官
副 署 長 (法人課税(調査)担当)	宮 本 光 章	高松局 調査査察部 特別査察官	北 野 彰 三	留任
副 署 長 (総務・管理運営・徴収担当)	前 川 祐 子	国税庁 徴収部 課長補佐	齋 藤 和 夫	本所署 副署長
総 務 課 長	西 川 健 次	東京局 総務部 課長補佐	鈴 尾 泰 彦	横浜南署 副署長
税 務 広 報 広 聴 官	米 谷 貴 子		留任	
税 務 広 報 広 聴 官	徳 永 絵 美	浅草署 法人6統括官	齊 藤 俊 之 介	町田署 資産1統括官
管理運営第1統括官	吉 岡 紀 明	麹町署 管理運営1統括官	中 山 拓 治	芝署 管理運営1統括官
徴 収 第 1 統 括 官	門 間 正 一 郎	東京局 徴収部 総括主査	池 田 雅 和	八王子署 徴収 特別徴収官
個人課税第1統括官	西 田 敏 幸	東村山署 個人1統括官	加 藤 秀 樹	千葉東署 個人1統括官
資産課税第1統括官	磯 和 久		留任	
法人課税第1統括官	高 群 征 史	京橋署 法人1統括官	磯 忠 彦	蒲田署 開発 特別調査官
法人課税第2統括官	山 口 香 代 子	東京局 課税二部 主査	水 口 雄 志	麹町署 法人2統括官
法人課税第3統括官	黒 木 東		留任	

統括官あいさつ



山口 香代子

渋谷間税会の皆様と共に会を盛り上げて参りたいと考えております。
一年間、よろしくお願ひいたします。

税務署からのお知らせ

令和5年
10月1日～

消費税の仕入税額控除の方式として 適格請求書等保存方式が導入されます

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、**税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。**

[令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間の仕入税額控除の方式は、区分記載請求書等保存方式です。]

1 適格請求書とは

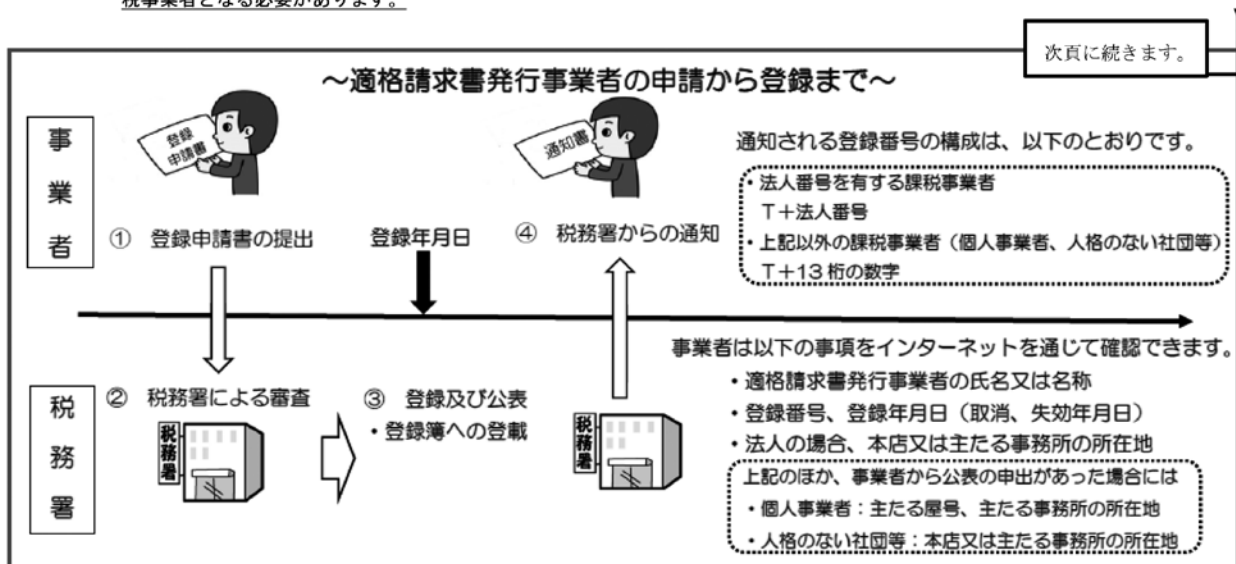
適格請求書とは、「**売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段**」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

2 適格請求書発行事業者登録制度

- 適格請求書を交付できるのは、**適格請求書発行事業者に限られます。**
- 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」といいます。）を提出し、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

※1 適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じます。

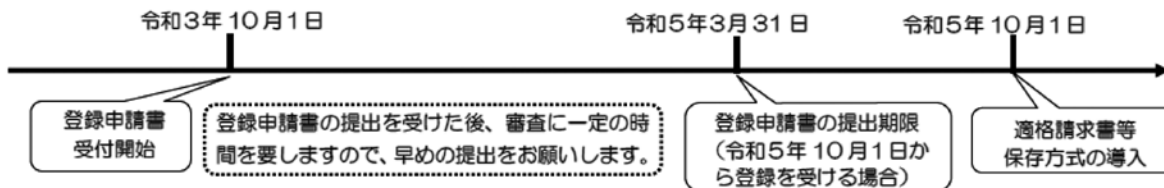
※2 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請書に加えて「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要があります。



登録申請を予定している場合は、お早めのご準備・申請等をお勧めいたします！

《登録申請のスケジュール》

登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される**令和5年10月1日**から登録を受けるためには、原則として、**令和5年3月31日まで**（ただし、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで）に登録申請書を提出する必要があります。



※ この案内は、国税庁発行のリーフレットより、制度のご案内及び登録スケジュールを中心に一部抜粋して掲載しております。

申請方法、本制度適用時における取引時の留意点及び税額計算の方法等、制度の詳細につきましては、国税庁ホームページの各種リーフレットをご確認いただく他、下記お問合せ先をご参照いただきますようお願いいたします。



《軽減税率制度（適格請求書等保存方式を含む）に関するお問合せ先》

- 軽減税率制度に関する一般的なご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。

専用ダイヤル 0120-205-553（無料） 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) 内の特設サイト

「消費税の軽減税率制度について」 (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>)
をご覧ください。

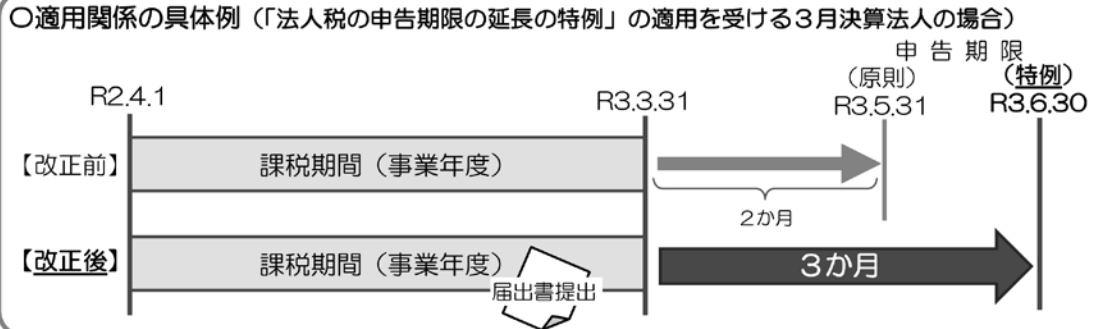
消費税法改正のお知らせ

令和2年4月
国税庁

令和2年4月に消費税法等の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

I. 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける法人が、「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することとされました。



- 注1 この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された期間の消費税及び地方消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を併せて納付することとなります。
- 2 この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された場合でも、「中間申告」（年11回中間申告を行う場合の1回目及び2回目の中間申告対象期間を除きます。）の期限や「課税期間の特例により短縮された課税期間」（事業年度終了の日の属する課税期間を除きます。）に係る確定申告の期限は延長されません。
- 3 「国、地方公共団体に準ずる法人の申告期限の特例」の適用を受けている法人はこの特例の適用を受けることはできません。
- 4 「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合にも、その提出をした日の属する連結事業年度（その連結事業年度終了の日の翌日から45日以内に提出した場合のその連結事業年度を含みます。）以後の各連結事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することとされました。

【適用開始時期】令和3年3月31日以後に終了する事業年度又は連結事業年度終了の日の属する課税期間から適用されます。なお、届出書は令和3年3月31日前であっても提出することができます。

II. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度の適正化

1. 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限

事業者が、国内において行う居住用賃貸建物（住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物^{※1}以外の建物であって高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産^{※2}に該当するもの）に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象としないこととされました。

※1 住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物とは、建物の構造や設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが客観的に明らかなものをいい、例えば、その全てが店舗である建物など建物の設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物が該当します。

※2 高額特定資産及び調整対象自己建設高額資産の意義については、後掲Ⅳの※1、※3をそれぞれ参照ください。

注 例えば、建物の一部が店舗用になっている居住用賃貸建物を、その構造及び設備その他の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分とそれ以外の部分（「居住用賃貸部分」といいます。）とに合理的に区分しているときは、その居住用賃貸部分以外の部分に係る課税仕入れ等の税額については、これまでと同様、仕入税額控除の対象となります。

【適用開始時期】令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等の税額について適用されます。

【経過措置】令和2年3月31日までに締結した契約に基づき令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等については、上記の制限は適用されません。

2. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税額の調整

上記1「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」の適用を受けた「居住用賃貸建物」について、次のいずれかに該当する場合には、**仕入控除税額を調整**することとされました。

- ◆ 第三年度の課税期間^{※1}の末日にその居住用賃貸建物を有しており、かつ、その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間^{※2}に課税賃貸用^{※3}に供した場合

⇒ 次の算式で計算した消費税額を第三年度の課税期間の仕入控除税額に加算

$$\text{加算する消費税額} = \frac{\text{居住用賃貸建物の課税仕入れ等に係る消費税額}}{\text{調整期間に行った居住用賃貸建物の貸付けの対価の額^{※4}の合計額(A)}} \times \text{Aのうち課税賃貸用に供したものに係る金額}$$

○適用関係及び調整計算方法の具体例

単位：万円（税抜き）

（R3.4.1に2億円で居住用賃貸建物を取得し、同日以後「居住用」として貸し付けていたが、R5.6.1から「課税賃貸用」に供した場合）



- ◆ その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に他の者に譲渡した場合

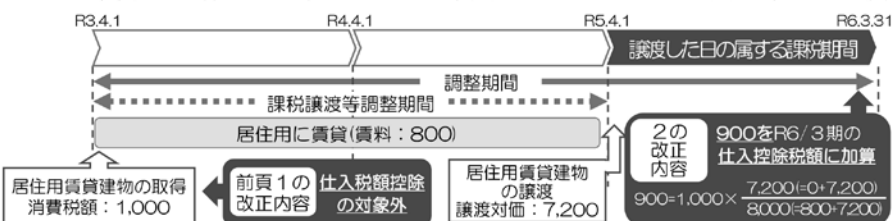
⇒ 次の算式で計算した消費税額を譲渡した日の属する課税期間の仕入控除税額に加算

$$\text{加算する消費税額} = \frac{\text{居住用賃貸建物の課税仕入れ等に係る消費税額}}{\text{課税譲渡等調整期間^{※5}に行った居住用賃貸建物の貸付けの対価の額^{※4}の合計額(B)}} \times \frac{\text{Bのうち課税賃貸用に供したものに係る金額} + \text{Cの金額}}{\text{居住用賃貸建物の譲渡の対価の額^{※4}(C)}}$$

○適用関係及び調整計算方法の具体例

単位：万円（税抜き）

（R3.4.1に1億円で居住用賃貸建物を取得し、同日以後「居住用」として貸し付けていたが、R5.4.1にこの建物を7,200万円で譲渡した場合）



※1 第三年度の課税期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間をいいます。

2 調整期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日から第三年度の課税期間の末日までの間をいいます。

3 課税賃貸用とは、非課税とされる住宅の貸付け以外の貸付けの用をいいます。

4 対価の額は税抜き金額で、この対価の額について値引き等（対価の返還等）がある場合には、その金額を控除した残額で計算します。

5 課税譲渡等調整期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日からその居住用賃貸建物を他の者に譲渡した日までの間をいいます。

Ⅲ. 住宅の貸付けに係る非課税範囲の見直し

住宅の貸付けについては、その貸付けに係る契約において「人の居住の用」に供することが明らかでない場合に、消費税が非課税とされていますが、その契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合であっても、その貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らか[※]な場合には、消費税を非課税とすることとされました。

※ 貸付け等の状況からみて人の居住の用に供することが明らかでない場合とは、例えば、住宅を賃貸する場合において、住宅の賃借人が個人であって、当該住宅が人の居住の用に供されていないことを賃貸人が把握していない場合が該当します。

【適用開始時期】令和2年4月1日以後に行われる住宅の貸付けから適用されます。

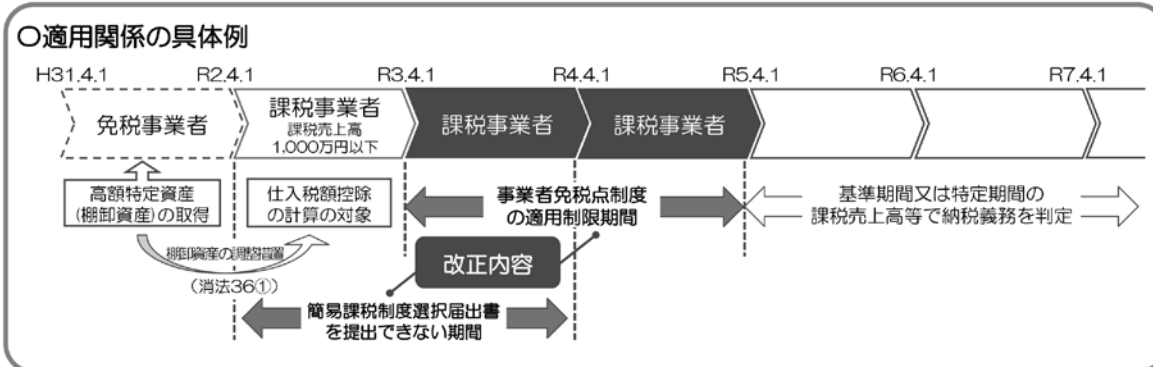
Ⅳ. 高額特定資産である棚卸資産等について調整措置の適用を受けた場合の納税義務の免除の特例の制限

事業者が、**高額特定資産^{※1}**である**棚卸資産等**について、消費税法第36条第1項又は第3項の規定(以下「**棚卸資産の調整措置^{※2}**」といいます。)の適用を受けた場合には、その適用を受けた課税期間の翌課税期間からその適用を受けた課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、**免税事業者になることができない**こととされました。

また、当該3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「**消費税簡易課税制度選択届出書**」を提出することができないこととされました。

※1 高額特定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額(税抜き)が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

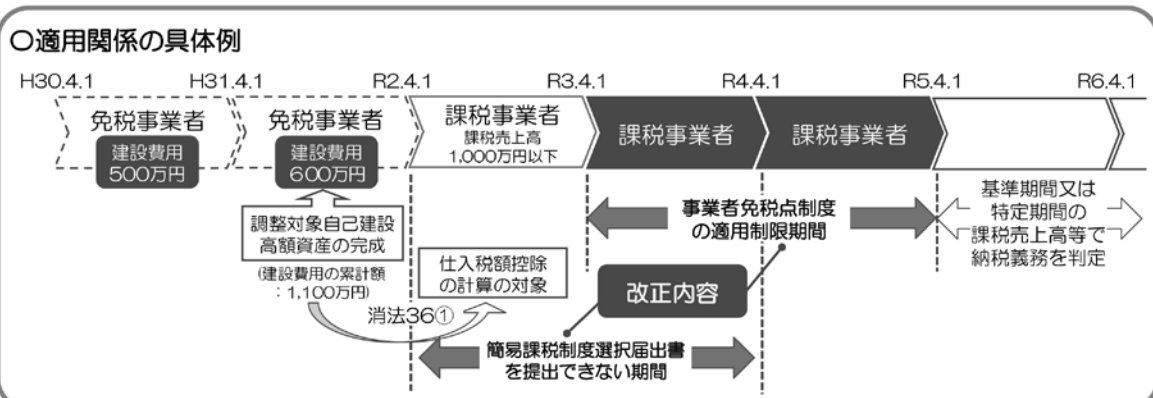
※2 棚卸資産の調整措置とは、免税事業者が課税事業者となる日の前日に、免税事業者であった期間中に行った課税仕入れ等に係る棚卸資産を有している場合、その棚卸資産の課税仕入れ等に係る消費税額を、課税事業者となった課税期間の課税仕入れ等に係る消費税額とみなして仕入税額控除の計算の対象とする等の制度です。



同様に、事業者が、**調整対象自己建設高額資産^{※3}**について、**棚卸資産の調整措置**の適用を受けた場合にも、その適用を受けた課税期間の翌課税期間からその適用を受けた課税期間(その適用を受けることとなった日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産にあっては、その建設等が完了した日の属する課税期間)の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、**免税事業者になることができない**こととされました。

また、当該3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「**消費税簡易課税制度選択届出書**」を提出することができないこととされました。

※3 調整対象自己建設高額資産とは、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の100/110に相当する金額等の累計額が1,000万円以上となったものをいいます。



【適用開始時期】令和2年4月1日以後に棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合から適用されます。

V. 輸出物品販売場制度の見直し

自動販売機型輸出物品販売場制度の創設

輸出物品販売場の許可の区分として、**自動販売機型輸出物品販売場**（免税販売手続が自動販売機によってのみ行われる市中輸出物品販売場をいいます。）を**追加すること**とされました。

【自動販売機型輸出物品販売場の許可要件】

自動販売機型輸出物品販売場の許可を受けるためには、次の要件の全てを満たす必要があります。

- 課税事業者が経営する販売場であること。
- 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。
- 輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないこと
その他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。
- 現に非居住者が利用する場所又は非居住者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。
- 一の指定自動販売機*のみを設置する販売場であること。

※ 指定自動販売機とは、免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機として国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するものをいいます。

なお、指定自動販売機を設置する販売場ごとに自動販売機型輸出物品販売場の許可を受ける必要があります。

また、自動販売機型輸出物品販売場制度の創設に伴い、一定の要件を満たし税務署長の承認を受けた事業者は、自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置することが可能となりました。

【適用開始時期】令和3年10月1日以後に行われる輸出物品販売場の許可及び臨時販売場を設置する事業者の承認から適用されます。

自動販売機型輸出物品販売場制度の詳細については、決まり次第、国税庁ホームページに公表します。

～免税販売手続が電子化されました～

平成30年度税制改正により、これまで輸出物品販売場において書面により行われていた購入記録票の作成等の免税販売手続が見直され、これらの手続が令和2年4月1日から電子化されました。

令和3年9月30日までの間は、経過措置として従来の書面による免税販売手続ができることとされていますが、同日までに免税販売手続の電子化*に対応しなかった場合、令和3年10月1日以後は免税販売を行うことはできませんので、ご注意ください。

※ 免税販売手続の電子化について詳しくお知りになりたい場合は、国税庁ホームページに掲載している「輸出物品販売場制度の免税販売手続電子化に関するQ&A（平成30年6月）（令和元年7月改訂）」をご覧ください。

URL <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/pdf/02.pdf>

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

オンライン請求 の手順

納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Taxホームページ
(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)または
e-Taxソフト(SP版)をご利用ください。
代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。
(代理人による受取には委任状が必要となります。)



1 自宅等のパソコンやスマートフォン等で納税証明書請求データを作成

- ▶ e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)から作成できます。
メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を
選択し作成してください。
- ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。
(右のコードからアクセスしてください。www.e-tax.nta.go.jp/sp/index.html)⇒



(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

2 オンライン請求

画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリック(タップ)してください。
(注) 請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付は不要です。

3 税務署窓口で本人確認

- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合
には番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の
場合には本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
- ▶ 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分れます。
- ▶ 詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご確認ください。

4 納税証明書の受取

手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

郵送 または 電子ファイルで 受け取る場合

本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、次の方法により納税証明書
を受け取ることができます。

(注) e-Taxソフト(SP版)では、ご利用になれません。

電子証明書の取得やICカードリーダライタの購入等の事前準備が必要です。インターネットバンキングや
ATM等からペイジーを利用して手数料(郵送の場合は手数料+郵送料)を電子納付する必要があります。

- ① 郵送で書面受取(別途郵送料がかかります。)
- ② e-Taxで電子納税証明書(電子ファイル)をダウンロード(ダウンロードした電子ファイルは
有効期間内であれば何度でもお使いいただけます。)

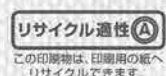
(注) あらかじめ、提出先に電子納税証明書(電子ファイル)の提出が可能か確認してください。

e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

Q 検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)に関する最新の
情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。
e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は、
「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(土日祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。



渋谷間税会女性部会活動報告

令和2年9月3日

女性部会 会長 高橋栄子

今年度はコロナ禍の中、活動がセーブされ企画会議もできず、今日に至っております。

私たちは会員の皆様と集い、楽しい交流をしてこそ女性部会だと思っております。

今、考えている企画は、お寺の本堂で行う座禅や写経です。ソーシャルディスタンスを十分に取り、会話もせず、自分自身の精神の高まりを実感できる素晴らしいものだと思います。10月か11月に予定しております。改めてご案内いたしますので、その折はご参加の程、宜しくお願い致します。

この先も自粛を求められると思いますが、できる時にできる事を進めていきます。

皆様のご理解とご協力が励みになります。女性部一同お会いできる日を楽しみにしています。

渋谷間税会青年部会事業報告

青年部 会長 篠崎隆利

イ. サツキ会ゴルフは、5月に開催予定でしたが新型コロナの影響で今年は止む無く中止となりました。来年は、コロナが収まる事を願い開催したいと思います。

ロ. 卓球大会もやはりコロナの影響で中止になりました。

ハ. 裏高尾ミニ縦走してきました。初心者含めハイカー8人は、中央線高尾駅北口に集合です。バスに乗換小仏峠バス亭でおり目指す最終峰高尾山にむけてGo! 小雨ぱらつくも傘いらず、50分ほどで小仏峠につく。ここから40分かけて城山登頂。昼食(コンビニ弁当)をゆっくりとり、英気を養う。ここから高尾山までは長丁場。列から遅れる者もでしたが急登を上り切った喜びと全員登頂達成にバンザイ! 頂上では、山ガールに記念写真をとってもらい爺たちは(少し若い人もいる)疲れもすっとびニコニコ顔。

ニ. 横須賀軍港めぐり8月29日(土)ハイキング愛好会で行ってまいりました。横須賀駅集合。ヴェルニー記念館に立ち寄ってからクルーズ船に乗車。米海軍、海上自衛隊の潜水艦やイージス艦などを流暢なおしゃべりと達者なガイドのお陰で間近に艦船を眺めることができました。スカジャン発祥のドブ板通りでは、昼食に横須賀名物(ネビ-バ-ガ-、海軍加-、フェリーチ-ズケキ)をいただき。東京湾で唯一の島、猿島に連絡船で上陸です。日蓮上人が房総から鎌倉へ渡る途中嵐にあったがどこからともなく一匹の白猿が現れ、船の舳に立ち小さな島まで案内した猿島伝説。幕末から昭和にかけての砲台跡や弾薬庫跡、釣りのメッカで展望台からの眺めと潮風を浴びながら気分最高。三笠公園では、日露戦争日本海海戦で大勝利を収めた世界三大記念艦「三笠」を見学。熱のこもったガイドの説明に当時の思いを馳せながら参観できました。

ホ. 今年12月23日恒例の青学会館アイビーホールでクリスマスパーティー。来年1月3日七福神めぐり(開催場所検討中)開催予定です。

ヘ. 青年部会は、女性部会とも協力し、これからも会員が気軽に参加できる催しを企画してまいります。また、同じ趣味の人が気兼ねなく集えるサークルもできたらよいと思っております。どうぞ、皆様のご協力ほど宜しく御願ひ申し上げます

(青年会名簿)

篠崎隆利・並木宏道・斉藤誠二・土屋 仁・加藤則幸・大谷 進・間宮紳一・伊藤亮裕・飯倉二郎・溝添慶次郎



会員協賛広告

※社名五十音順

有限会社 アローズ

代表取締役社長 溝添 慶次郎

Tei..03-3496-9823
〒150-0043
東京都渋谷区道玄坂2-25-5

山王山田法律事務所

弁護士 山田 宣郷

Tei..03-3597-7737
〒100-0014
東京都千代田区永田町2-9-8
パレロワイヤル永田町302

株式会社 篠崎総合店舗センター

代表取締役社長 篠崎 隆利

Tei..03-3463-2271
〒150-0021
東京都渋谷区恵比寿西1-9-6

渋谷地下商店街振興組合

理事長 濤川 由雄

Tei..03-3461-7739
〒150-0043
東京都渋谷区道玄坂2-2-1

株式会社 スキルホームズ

代表取締役会長 飯倉 二郎

Tei..03-5790-6317
〒151-0066
東京都渋谷区西原3-4-5

有限会社 東京第一地所

代表取締役 土屋 正

Tei..03-3780-6081
〒150-0042
東京都渋谷区宇田川町6-11-103

ハクエー産業株式会社

代表取締役 白子 英城

Tei..03-5483-0188
〒150-0002
東京都渋谷区渋谷1-1-6

不動産・賃貸・管理
有限会社 パープル

代表取締役 加藤 則幸

Tei..03-5489-0581
〒150-0031
東京都渋谷区桜丘町29番33号

長谷川印刷株式会社

代表取締役 長谷川 貴也

Tei..03-3461-1317
〒150-0045
東京都渋谷区神泉町17-8

プレスパフォーミングアーツ株式会社

顧問 石井 沙与子

Tei..03-5451-2929
〒158-0097
東京都世田谷区用賀2-35-6

株式会社 芳徳

代表取締役 近藤 芳則

Tei..03-3400-3651
〒150-0002
東京都渋谷区渋谷3-27-15
坂上ビルB1F

株式会社 本国

代表取締役 北島 義久

Tei..03-3444-7211
〒150-0012
東京都渋谷区広尾5-2-25

松嶋一海税理士事務所

税理士 松嶋 一海

Tei..03-3357-5010
〒160-0008
東京都新宿区三栄町16
松啓ビル201

三船総業株式会社

代表取締役 千脇 広久

Tei..03-3462-2577
〒150-0041
東京都渋谷区神南1-5-14

安田商事株式会社

代表取締役 安田 豊穂

Tei..03-3780-1190
〒150-0041
東京都渋谷区神南1-5-14

SEIBU
西武信用金庫

渋谷間税会

〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町1-1渋谷区役所前公共地下駐車場B1
事務局 TEL:03-3462-2577 F:AX:03-3461-7752 E-mail:info-shibuya-tokyo@kanzaikai.jp

——間税会 人会申し込みは事務局まで——
発行所 渋谷間税会会長 千藤 広久

コロナに負けないを
応援中!



西武信用金庫渋谷区店舗アクセスはこちら